

統計第 2096 号  
令和 6 年 11 月 13 日

公益社団法人 佐賀県宅地建物取引業協会 様

佐賀県知事 山口 祥 義

令和 7 年国勢調査への御協力について（依頼）

日頃より各種統計調査に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和 7 年 10 月 1 日に国勢調査の実施を予定しています。

国勢調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に規定される、国内に居住する全ての人及び世帯を対象とした国の最も重要な統計調査です。

国勢調査を円滑に実施するためには、国民の皆様の御理解はもとより、各方面における御理解・御協力が不可欠であり、特に多くの世帯が居住する集合住宅を管理する方々などの御協力をいただくことが重要と考えています。

このため、佐賀県においては、本年から、各種関係機関・団体等に対して事前に御協力をお願いし、集合住宅に対する調査実施の広報や調査員の募集について、市町と連携して広報活動を重点的に行うこととしています。

つきましては、令和 6 年 5 月 30 日付文書（総統勢第 94 号）のとおり、総務省統計局より貴連合会へ協力依頼を行っているところではありますが、貴協会においても、会員の皆様に別紙の内容を周知していただくとともに、貴協会の発行する機関紙やホームページへの広報素材の掲載、総務省統計局で作成するポスターの掲示、リーフレット配布等について、特段の御配慮をお願い申し上げます。

御多忙の折、大変恐縮ではございますが、何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

【連絡先】

佐賀県 政策部 統計分析課

担当：黒田

TEL：0952-25-7184

MAIL：toukeibunseki@pref.saga.lg.jp

公益社団法人 佐賀県宅地建物取引業協会  
会員の皆様へ

国勢調査への協力をお願い

佐賀県

日頃より各種統計調査に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

佐賀県では、令和 7 年国勢調査の実施に当たり、調査周知のための広報や調査員の募集など、調査に関する準備事務を市町と連携して行うこととしています。

つきましては、以下の事項について、市町から依頼があった際には、御協力くださいますようお願い申し上げます。

○ マンションの居住者、管理員等からの国勢調査員の推薦

(実施時期：～令和 7 年 7 月頃)

マンション等の集合住宅における調査を円滑に実施するため、市町から調査員の推薦をお願いする場合があります。その際には、居住者、管理員等から調査員を推薦いただきますよう、御協力をお願いします。

なお、マンションを管理する会社等が、市町との契約により調査員の事務を請け負うことも可能です。

○ マンション内の掲示板へのポスター掲示

(実施時期：～令和 7 年 10 月頃)

マンションの居住者の方々に、国勢調査を実施することの事前周知を図るため、掲示板やエレベーターに広報用ポスターを掲示することについて、御理解と御協力をお願いします。

○ マンションの居住世帯の確認等

(実施時期：～令和 7 年 9 月頃)

国勢調査を円滑に実施するため、調査の前年に調査員の担当する区域（調査区）を市区町村が設定し、調査実施までに必要に応じて見直しを行います。

調査区の詳細な把握に当たり、市町職員がマンションの居住世帯数を確認するため、エントランスホールの集合郵便受けを数えたり、直接お問合せしたりすることがありますので、御理解と御協力をお願いします。

【連絡先】

佐賀県 政策部 統計分析課

担当：黒田

TEL：0952-25-7184

MAIL：toukeibunseki@pref.saga.lg.jp